

事務所だより

第94号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

「高額療養費」と「高額介護サービス費」の上限額変更

高額療養費
制度とは

高額療養費制度とは、家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないように、医療機関の窓口において医療費の自己負担を支払った後、月ごとの自己負担限度額を超える部分について、事後的に保険者から償還払いされる制度をいいます。

平成二十九年八月

診療分より

七十歳以上の方の医療費の自己負担額が、平成二十九年八月診療分より二段階で変更されることが決定しています。

平成二十九年八月診療分から平成三十年七月診療分までは、現役並み所得区分(※1)の方の外来(個人ごと)を現在の月額四万四千四百円から五万七千六百円に、一般(※2)の方の外来(個人ごと)を現在の月額一万二千円から一万四千円(年間上限は十四万四千円)、ひと月の上限額(世帯ごと)を四万四千四百円から五万七千六百円(多数回(注1)は四万四千四百円)

現在、同一医療機関での入院や外来の場合、事前に健康保険者より「限度額適用認定証」を入手して医療機関の窓口へ提出すれば、医療機

に引き上げられます。(図1参照)

さらに、平成三十年八月診療月分からは、現役並み所得区分については細分化した上で限度額を引き上げ、一般区分については外来上限額を引き上げ負担が増える予定です。

高額介護

サービス費制度とは

高額介護サービス費制度とは、家計に対する介護サービス費の利用者負担が過重なものとならないように、介護サービス費を利用する場合介護サービス費の利用者負担を支払った後、月ごとの利用者負担の合計が負担の上限を超える部分について、事後的に保険者から償還払いされる制度をいいます。

現在、介護保険施設利用者の方は払い戻しを受けるまでの間、費用負担が高額となるため、受領委任払制度が実施されています。この受領委任払制度は、高額介護サービス費が保険者から施設に直接支払われるため、施設の窓口での支払いを利用者負担上限額までにとどめる現物給付化の仕組みです。

平成二十九年八月

利用分より

介護サービス費の利用者負担額が、平成二十九年八月利用分より変更されることと決定しています。

具体的には、介護サービス利用者と同一世帯の方(一例を参照)が市区町村民税を課税されている場合に、介護サービス利用者の利用者負担の上

限が月額三万七千二百円から四万四千四百円に引き上げられます。

ただし、介護サービスの長期利用者で同一世帯の全ての六十五歳以上の方(サービスを利用していない方を除く)の利用者負担割合が一割の世帯は、年間四十四万六千四百円(三万七千二百円×十二ヶ月)の上限が設けられます(三年間の時限措置)。

(図1)

○見直し前(平成29年7月診療分まで)

適用区分		外来 (個人ごと)	ひと月の上限額 (世帯ごと)
現役並み	年収約370万円～ 標準28万円以上 課税所得145万円以上	44,400円	80,100円 +(医療費-267,000)×1% <多数回 44,400円 ※2>
	年収156万～約370万円 標準26万円以下 課税所得145万円未満(※1)	12,000円	44,400円
低所得者	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円

○見直し後(平成29年8月診療分から)

適用区分		外来 (個人ごと)	ひと月の上限額 (世帯ごと)
現役並み	年収約370万円～ 標準28万円以上 課税所得145万円以上	57,600円	80,100円 +(医療費-267,000)×1% <多数回 44,400円 ※2>
	年収156万～約370万円 標準26万円以下 課税所得145万円未満(※1)	14,000円 (年間上限 14万4,000円)	57,600円 <多数回44,400円 ※2>
低所得者	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円

(※1) 標準報酬月額28万円以上で高齢受給者証の負担割合が3割の方

(※2) 現役並み所得区分と市区町村民税の非課税世帯以外の方

(一例として)

利用時の負担割合			平成29年	7月まで	8月から
世帯A	課税・ 2割 負担者	非課税・ 1割 負担者	月々の上限	37,200円	44,400円
			年間の上限	なし	なし
世帯B	課税・ 1割 負担者	非課税・ 1割 負担者	月々の上限	37,200円	44,400円
			年間の上限	なし	44,400円 (新設)

平成二十八年労働災害発生状況

先日、厚生労働省より平成二十八年の「労働災害発生状況」を公表されました。

平成二十八年の労働災害による死者数は九百二十八人（ワースト三は表1参照）で、前年の九百七十二人に比べて四十四人（四・五％）の減少となり、二年連続で過去最少となりました。

しかし、労働災害による死者数（死亡・休業四日以上）は十一万七千九百十人（ワースト三は表2参照）で、前年の十一万六千三百十一人に比べ千五百九十九人（一・四％）の増加となっています。

労働災害減少に向けて重点的に取り組む「第十二次労働災害防止計画」（平成二十五（二十九年度）では、平成二十九年までに死亡災害、死傷

災害ともに平成二十四年に比べて十五％以上減少させることを目標としています。しかし、死傷災害については、目標を達成するには相当の取組が必要な状況です。

計画の最終年度となる今年度は、目標の達成に向けて、製造業や建設業、陸上貨物運送事業、第三次産業への対策や、死傷災害の二割以上を占める転倒災害対策などの対策の取り組むことです。

六月の労務手続 【提出先・納付先】

一日（七月十日）
○労働保険の今年度の概算保険料の申告と昨年度分の確定保険料の申告書の提出
「都道府県労働局または労働基準監督署」
十日
○雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）
「公共職業安定所」
○労働保険一括有期事業開始届の提出（前月以降に一括有期事業を開始している場合）
「労働基準監督署」
三十日

○健保・厚生保険料の納付
「郵便局または銀行」
○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出
「年金事務所」
○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出
「公共職業安定所」

編集後記

今年二年ぶりに観音竹の花が咲き始めました。竹に花が咲くのは珍しいことだそうです、この観音竹は例外のようです。

あまり手をかけていないことが功を奏したのでしょか。

(笑)



（表1）

ワースト3	業種別	死亡者数	前年比
1	建設業	294人	△10.1%
2	製造業	177人	+10.6%
3	陸上貨物運送事業	99人	△20.8%

（表2）

ワースト3	業種別	死亡者数	前年比
1	建設業	26,454人	+0.2%
2	製造業	15,058人	△3.4%
3	陸上貨物運送事業	13,977人	+0.7%

（表3）

ワースト3	業種別	死亡者数	前年比
1	高所からの墜落・転落	232人	△6.5%
2	交通事故（道路）	218人	+15.3%
3	機械等によるはさまれ・巻き込まれ	132人	+3.1%

（表4）

ワースト3	業種別	死亡者数	前年比
1	つますきなどによる「転倒」	27,152人	+4.6%
2	高所からの墜落・転落	20,094人	+0.9%
3	腰痛等の「動作の反動・無理な動作」	15,081人	+4.6%

いずれも厚労省発表「平成28年 労働災害発生状況」より抜粋

Q 保育園などに入所できなかった場合の育児休業取得が延長される、と聞きました。いつから、どのように変わるのですか。

2歳まで再延長可能(予定)

A 現行の育児介護休業法では、原則として、子が1歳になるまで育児休業を取得することができます。また、一定の事情がある場合は、1歳6カ月になるまで延長することができます。

平成29年10月1日からは、1歳6カ月以後も、保育園等に入れないなどの場合には、会社に申し出ることで、育児休業期間を最長2歳まで再延長できます。

また、育児休業給付金の給付期間も2歳までとなる予定です。

同時に、事業主は、働く方やその配偶者が妊娠・出産したこと等を知った場合に、育児休業等に関する制度を知らせる努力義務や、未就学児を育てながら働く方が子育てしやすいよう、育児に関する目的で利用できる休暇制度を設ける努力義務が創設される予定です。

藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-504

TEL・FAX 075-611-5300
e-mail k-fujita@k-fujita-sr.com
URL http://k-fujita-sr.com